

飲食関連事業者等への支援金

[飲食関連事業者等緊急支援事業]

宮崎市の飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴い、直接的に大きな影響を受けている事業者に、**支援金10万円を支給**

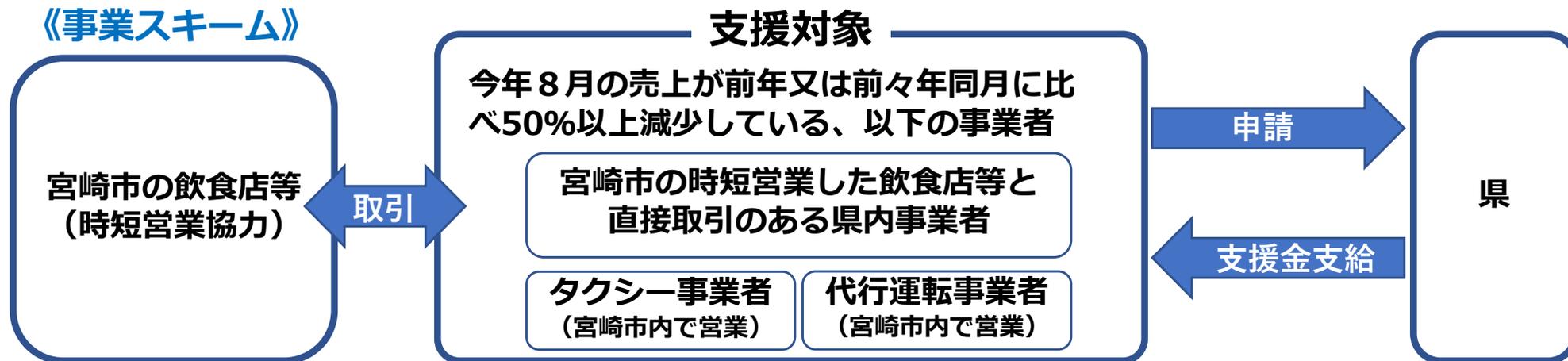
○主な支給要件

- ・ 営業時間を短縮し、協力金を受給した宮崎市の飲食店等と直接取引のある県内事業者

例) 酒店、食材卸売、氷店、おしぼりリース業、クリーニング店等

- ・ 宮崎市内で営業するタクシー事業者、代行運転事業者
- ・ 今年8月の売上高が前年又は前々年同月に比べ、50%以上減少していること

《事業スキーム》



問い合わせ先：商工政策課 0985-44-2614